

私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令の 一部を改正する政令 (概要)

1. 改正の趣旨

- 厚生年金における短時間労働者を被保険者とする企業規模要件が拡大されることから、私学共済制度においても同様の要件とする。

2. 改正の概要

私立学校教職員共済制度の加入者の適用要件を拡大する。

- 短時間労働者を加入者としなければならない学校法人等の規模を、100人を超える学校法人等と定めているところ、50人を超える学校法人等に引き下げる等。

3. 今後の予定

- 閣議決定日：令和6年9月20日
- 公 布 日：令和6年9月26日
- 施 行 日：令和6年10月1日